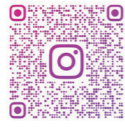


#きらきらのおがた

投稿作品紹介



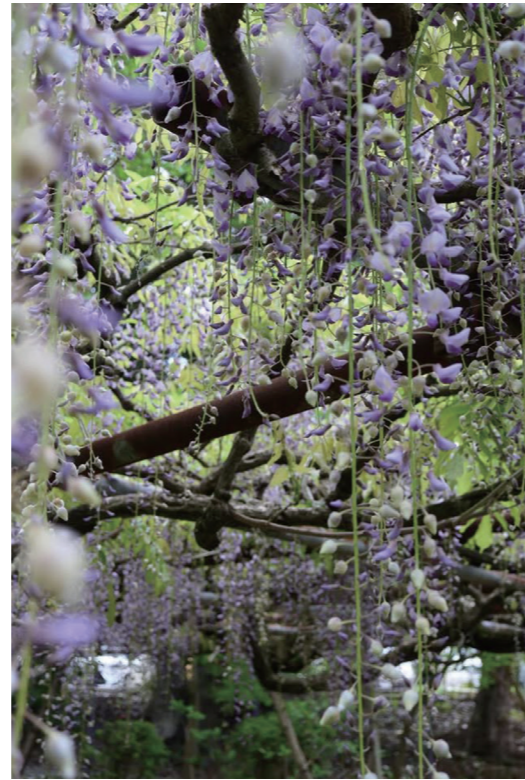
5月25日までに市のInstagramアカウント(@nogata_city)をフォロー＆「#きらきらのおがた」のハッシュタグをつけてInstagramに投稿された作品の中から、選定した写真を紹介します。たくさんのご応募ありがとうございます。



▲遠賀川河川敷の提灯に照らされた、夜桜。淡く、幻想的です。
投稿者:@7irorui222さん



▲まるで童話の世界のよう。のおがたチューリップフェアでの1コマ。
投稿者:@ryaachan210さん



▲福智山ろく花公園の藤の花。紫のカーテンが美しい。
投稿者:@taeko.t919315さん

市内での身近なことや、風景、思い出を気軽に投稿してください。
フォトグラファー募集企画についての詳細は市ホームページをご覧ください。



▲詳細は市ホームページ

新しい国民健康保険の「限度額適用（標準負担額減額）認定証」の交付は8月から

問 市庁舎 1階 6番窓口（保険課 保険年金係） ☎25-2113

申請期間

8月1日以降随時

- ※認定証の発効日は申請した月の1日からです。継続して入院中の場合は、8月中に交付申請をしてください。
- ※申請が遅れた場合、さかのぼって認定することはできません。
- ※マイナ保険証を使用した場合等、医療機関等で限度額が確認できる場合は事前申請は不要です。（長期認定申請を除く）

申請方法

- ▼市庁舎窓口
- ▼オンライン申請



▲オンライン申請

申請に必要なもの

- ▼手続きに来る人の本人確認書類
- ※長期認定申請の場合は、過去12か月間の入院日数が91日以上であることの証明（領収書、入院証明等）が必要です。

《長期認定》

認定証申請前の12か月間の入院日数が91日以上である場合、申請によりさらに食事代が減額されます。
※住民税非課税世帯の人が対象です。



▲詳細は市ホームページ

国民年金保険料を納めるのが困難なときは免除申請を！

問 市庁舎 1階 6番窓口（保険課 保険年金係） ☎25-2113

年金保険料を納め忘れていた状態で、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害年金や遺族年金を受けられない場合があります。納めることが困難な場合は、免除申請しましょう。

	対象	備考
免除	「申請者本人」「申請者の配偶者」「世帯主」の申請年度の前年所得がいずれも一定額以下の人や失業等の理由がある人	所得に応じて「全額免除」「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」があります。
納付猶予	「申請者本人」「申請者の配偶者」の申請年度の前年所得がいずれも一定額以下の人や失業等の理由がある人	50歳未満の人に限り利用でき、その期間の納付が猶予されます。
学生納付特例	学生で申請年度の前年所得が128万円以下の人や失業等の理由がある人	学生に限り利用でき、その期間の納付が猶予されます。

免除対象期間（共通）

過去2年（申請月の2年1か月前の月分）まで

申請に必要なもの

本人確認書類（運転免許証等）、マイナンバー確認書類

※失業した人は、離職票もしくは雇用保険受給資格者証が必要な場合があります。

※学生納付特例を申請する人は、学生証や在学証明書が必要です。

- 追納制度… 免除期間の保険料は、後から納めること（追納）ができます。保険料の免除の承認を受けた期間がある場合は、将来受け取る年金額が少なくなります。追納すれば保険料納付済期間となり、将来の年金額に反映されます。追納は10年以内であれば納めることができます。